

**令和8年度スポーツイベント魅力発信業務委託
募集要項（公募型企画競争方式（プロポーザル方式））**

1 案件名称

令和8年度スポーツイベント魅力発信業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

大阪市では、「[第2期大阪市スポーツ振興計画](#)」に基づき施策を推進し、市民のスポーツ実施率向上を図っている。この目標の達成に向け実施する「Do Sports Fes OSAKA 2026」、「OSAKA シティウォーク 2026-2027」、「オータム・チャレンジ・スポーツ 2026」及び「令和8年度市長杯各種大会」を通じて、市民がスポーツに触れる機会を提供するとともに、各イベントの魅力を発信し、スポーツの参画人口を増やすことを目的とする。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

（2）委託業務の内容

具体的内容については、別紙1「令和8年度スポーツイベント魅力発信業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

（3）契約上限額

金 30,355 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和8年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

（4）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※契約の締結は令和8年度大阪市予算の成立以降に行う。

（5）履行場所

発注者と協議のうえ、確保する場所。

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、

各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適當であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記（1）から（6）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

● 公募開始	令和8年1月15日（木）
● 質問受付期限	令和8年1月22日（木）
● 質問に対する回答	令和8年1月28日（水）（予定）
● 参加申請関係書類の提出期限	令和8年2月4日（水）
● 参加資格審査結果通知	令和8年2月13日（金）（予定）
● 企画提案書類の提出期限	令和8年2月20日（金）
● プレゼンテーション審査	令和8年3月上旬（予定）
● 選定結果通知	令和8年3月中旬（予定）
● 契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
● 事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和8年1月22日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

質問は、「質問書」（様式1）に簡潔に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほかEメールによる提出を可とするが、Eメールを送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できな

いことがある。

※Eメールによる提出の場合は、件名に、【質問：令和8年度スポーツイベント魅力発信業務委託】と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年1月28日（水）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

（2）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請書（様式2-1）
- (イ) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (エ) 使用印鑑届（様式5）
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(エ)～(コ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請書（様式2-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- (ウ) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (エ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (オ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- (キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他

の規約、個人事業主の場合は住民票)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人(個人)住民税(市区町村民税及び都道府県民税)の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】

(コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】

(ク) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)

(シ) 共同事業体協定書(写し)【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】

※(ウ)～(エ)及び(キ)～(ク)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)を提出すること。

※(カ)～(ク)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式3に承認番号を記載すること。)

イ 提出期限

令和8年2月4日(水)午後5時まで(必着)

また、参加申請書類の提出と併せて、下記9のEメールあてに件名に「参加申請:令和8年度スポーツイベント魅力発信業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和8年2月13日(金)(予定)に、様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型企画競争方式(プロポーザル方式)企画提案書(様式6-1(単独法人等用)又は様式6-2(共同事業体用))

(イ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書

A 4判片面印刷32ページまで(表紙や目次も制限枚数に含む。)で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すること。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ(ポイント数)は11ポイントとする。

A 現状分析と課題把握及び事業コンセプト

大阪市のスポーツ実施率向上施策として、仕様書5に記載している各イベントを別紙1-5に記載している前年度の内容や実績等を参考に、現状分析と課題把握(ターゲット層も明確にすること。)を行ったうえで、本業務の

事業コンセプトについて記載すること。

B スポーツイベント開催を通じた魅力発信にかかる広報計画

各イベントを通じた魅力発信について、仕様書5(2)ア、イ、ウの広報戦略や広報スケジュールをイベントごとに詳細に提案すること。合わせて、スポーツ無関心層へのアプローチ方法や、以下のとおり設定している目標参加者数を超えるための広報戦略も詳細に提案すること。

各イベントの参加者数及び令和8年度目標参加者数

イベント名	令和6年度実績	令和8年度目標
Do Sports Fes OSAKA	3,287	3,500
OSAKA シティウオーク	1,973	3,000
オータム・チャレンジ・スポーツ	17,548	—
市長杯各種大会	6,656	—

C 「Do Sports Fes OSAKA 2026」、「OSAKA シティウオーク 2026-2027」、「オータム・チャレンジ・スポーツ 2026」及び「令和8年度市長杯各種大会」の実施計画

(A) Do Sports Fes OSAKA 2026 の実施にあたり、別紙1-1を確認のうえ、実施方法やスケジュール等、企画し提案すること。

(B) OSAKA シティウオーク 2026-2027 の実施にあたり、別紙1-2を確認のうえ、大阪市内でのコース設定や日程等を提案すること。

(C) オータム・チャレンジ・スポーツ 2026 の実施にあたり、別紙1-3を確認のうえ、各競技団体や施設管理者との調整等、本イベントを遂行するにあたっての実施計画及び実施スケジュールを詳細に提案すること。

なお、提案については、スポーツイベントの実施内容を詳細に提案すること。ただし、実施場所については提案に基づき、契約締結後に発注者にて決定するため、提案する必要はない。

(D) 市長杯各種大会を実施するにあたり、別紙1-4を確認のうえ、各競技団体や施設管理者との調整等、本大会を遂行するにあたっての運営の手法を詳細に提案すること。

なお、実施スケジュールについては2大会（市長杯各区対抗卓球大会、市長杯市民ママさんバレーボール大会）の開催にかかる競技団体との打合せ時期や資料の作成、広報、募集方法等を詳細に提案すること。

D 実施運営体制

仕様書内5(3)にかかる実施運営体制について、全ての大会にかかるスタッフの配置や各種役割、ボランティアの募集方法など、詳細に提案すること。

なお、提案にあたり、全てのイベントごとに提案すること。

また、共同事業体による提案や、再委託等をする際には、業務ごとの分担がわかるように記載すること。なお、再委託等については、再委託等の予定先についても記載すること。

E 安全管理、接遇

事故等の防止などによる安全対策や、事故発生時の対応及び連絡体制、ま

た参加者に対する接遇について、詳細に提案すること。

F 協賛金や付加サービス等、提案者のノウハウを活かした取組み

参加者サービスの向上や事業内容充実の目的で協賛企業を募る場合は、協賛会社及び協賛メリットの内容も提案すること。

なお、協賛について提案後、実施にあたり協賛が取れなかった場合は、自己負担で協賛金分の取組みを実施すること。

G 本業務に類似するスポーツ関連事業の業務実績（実績を証するものとして契約書、仕様書及び事業報告書の写し等、事業内容が確認できるものを添付すること。なお、実績がない場合は、提出不要。）

※参加者が共同事業体の場合、代表構成員について記載すること。

(ウ) 提案見積書（様式7）

- ・本事業にかかる必要な経費について算出し、積算根拠を記載すること。
- ・積算内訳については、単価・人数・数量・月数など、積算を明細に記載すること。
- ・総事業費が契約上限額を上回っている場合には、選定対象としない。
- ・各イベントの実施にかかる決算額等について、参考までに以下に示す。

(A) Do Sports Fes 2024 及び OSAKA シティウオーク 2024 12,826,000 円

(B) オータム・チャレンジ・スポーツ 2024 2,252,230 円

(C) 令和6年度市長杯各種大会 7,235,000 円

※税別

イ 提出部数

正本（上記（3）ア（ア）～（ウ））1部（記名したもの）

副本（上記（3）ア（ア）～（ウ））8部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記6（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和8年3月上旬（予定）

詳細は、上記 6（2）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市福島区野田一丁目 1 番 86 号

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 9 階 会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・上記 6（3）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- ・1 者あたり 30 分程度（うち説明 15 分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（2）選定基準・方法

評価項目		配点
1. 技術点		
現状分析と課題把握及び事業コンセプト	大阪市のスポーツ実施率向上施策として、各スポーツイベントの現状分析と課題把握（ターゲット層も明確にすること）を的確に行い、本事業のコンセプトを立案できているか。	20 点
スポーツイベント開催を通じた魅力発信にかかわる広報計画	・各スポーツイベントを通じた魅力発信について、事前広報、当日広報、事後広報戦略は、本イベントの魅力を発信でき、本イベントの幅広い周知及び多くの参加者を集客できるような内容となっているか。 ・本市が設定した成果指標について、達成可能なものであるか。	30 点
各種イベントの実施計画	・「Do Sports Fes OSAKA 2026」、「OSAKA シティウオーク 2026－2027」、「オータム・チャレンジ・スポーツ 2026」及び「令和 8 年度市長杯各種大会」を実施するにあたり、提案内容が現実的であり、業務を確実に遂行できる運営計画となっているか。 ・協賛獲得等により参加者サービスの向上や事業内容の充実を図るような工夫がされているか。	30 点
実施運営体制	提案事業者の過去の実績等から、提案内容が現実的であり、全てのスポーツイベントについて、適切に安全管理や連絡体制を構築でき、確実に遂行できる実施運営体制となっているか。	15 点
2. 価格点		
費用積算の妥当性など		5 点
合 計（委員 1 名あたり）		100 点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2人以上（同点）の場合

- ① 技術点の各評価項目の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ② 上記①における各評価項目の合計点が同じ場合は、「スポーツイベント開催を通じた魅力発信にかかる広報計画」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ③ 上記②における合計点が同じ場合は、「各種イベントの実施計画」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ④ 上記③における合計点が同じ場合は、「現状分析と課題把握及び事業コンセプト」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ⑤ 上記④における合計点が同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

ウ 技術点の各評価項目について、全委員の合計点が1項目でも2分の1に満たない項目がある場合は受注予定者として選定しない場合がある。

その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - （ア）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - （イ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - （ウ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が、上記**２（３）**の契約上限額を超えているもの。

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和8年3月中旬（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8 その他

- （１）本公募型企画競争方式（プロポーザル方式）にかかる契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者に

- において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
 - (3) 採用された企画提案書等は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
 - (4) 全ての提出書類は返却しない。
 - (5) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
 - (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
 - (7) 本公募型企画競争方式（プロポーザル方式）は受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
 - (8) 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加は無効とする。
 - (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、上記 7（2）において、技術点の各評価項目の合計点について、全委員の合計点が 1 項目でも 2 分の 1 に満たない評価項目がある場合は受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル 0' s（オズ）棟南館 4 階

電話：06-6615-3719

E メール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く。